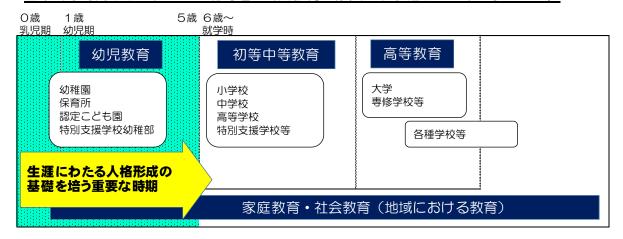
「(仮称) 北海道幼児教育振興基本方針」(素案)の概要について

1 趣 旨

- 幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、子ども子育て支援新制度の導入や幼稚園教育要領等の改訂の趣旨を踏まえ、幼児教育施設において提供される教育の質の向上に取り組む必要がある。
- 幼児教育は、3~5歳だけでなく、ゼロ歳から小学校就学前までのすべての子どもを対象 として、家庭や地域も含め、幼児教育に関わる全ての者が相互に協力し、それぞれの役割を 果たしながら教育活動の充実に取り組むことが必要である。
- 本方針は、本道の広域性を踏まえ全ての幼児教育施設が質の高い教育を提供するための研修機会の確保や助言体制をはじめ、家庭や地域等多様な場における幼児教育の充実のための基本的な方向を示し、オール北海道で幼児教育の振興に取り組むため策定するもの。



2 方針の性格

- 「北海道総合教育大綱」、「北海道教育推進計画」のほか、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」等の各種計画と連携しながら施策を推進する。
- 計画期間は、平成31年度~34年度の4年間とする。

3 現状と課題

- 幼児教育の質の向上に向けて、幼児及び児童、並びに、保育者及び教員間等の連携のほか、 幼児教育施設及び小学校間における教育課程の円滑な接続を図る必要がある。
- 小規模自治体が多く、自治体が有する幼児教育施設数が少ないため、保育者が他の施設の 保育者と日常的に交流する機会が不足している。また、現在行われる保育者の研修が札幌や 中都市で開催されるものが多く、身近な地域で学ぶことのできる機会が必要である。
- ひとり親世帯の割合が継続して全国を上回っている状況にあり、子育てについての悩みや 不安を抱える家庭が、身近に相談したり学んだりすることのできる施設や機会が必要である。
- 市町村単位では十分な研修又は助言体制を提供することは困難な場合が多く、北海道としての体制づくりが必要である。また、道及び市町村においては、幼稚園、保育所、認定こども園の所管が複数の部局にまたがっている場合があるが、一体となって施策に取り組む必要がある。

4 幼児教育振興の方向性

- 【 方向性1 幼児教育施設等の組織としての取組の充実を図ります 】
- ◇ すべての幼児教育施設で、要領・指針等の改訂の趣旨を踏まえた教育活動が展開されることを目指します。
- ◇ 幼児教育施設と小学校との連携・接続の一層の強化を目指します。
- 【 方向性2 保育者の資質能力の向上を図ります 】
- ◇ 道内に点在するすべての幼児教育施設が活用しやすい研修体制、助言体制を目指します。
- ◇ 高い専門性と職業倫理によって教育活動を支える保育者の方々の取組をオール北 海道で支えます。
- 【 方向性3 家庭や地域における教育・保育の充実を図ります 】
- ◇ 幼児教育施設だけでなく、家庭、地域並びに、教育・保育、福祉及び保健等の業務を行う関係機関との連携を図るほか、心理や保健の専門家、医療機関なども含めオール北海道で幼児期の子どもの育成に努めます。

【(上記方向性1~3を柱に) 幼児教育の振興を支える体制づくりを進めます】

- ◇ 道・市町村における首長部局と教育委員会との連携の強化を目指します。
- ◇ 北海道として、広域的横断的な施策の推進を目指します。

5 推進体制

〇 「北海道」「市町村」「幼児教育施設」「小学校、特別支援学校」「家庭」及び「地域」が それぞれの役割を果たしながら、連携して幼児教育の振興を図る。

6 施策体系及び施策項目

道内のすべての幼児教育施設における質の高い教育の実現、 家庭・地域における教育活動の充実を目指します。

方向性1 幼児教育施設等における組織としての取組の充実を図ります

- 1 質の高い幼児教育の提供
- 2 特別な教育的支援を必要とする幼児の教育
- 3 幼保小連携の推進

- 4 幼児理解に基づいた評価の実施
- 5 学校評価等とPDCAサイクル
- 6 乳児保育・3歳未満児の保育
- 方向性2 保育者の資質能力の向上を図ります
- 7 人材の養成・確保
- 8 研修の充実
- 9 助言体制の充実

方向性3 家庭や地域における教育・保育の 充実を図ります

- 10 家庭の教育力の向上
- 11 子育て支援の充実

上記方向性1~3を柱に、幼児教育の振興を支える体制づくりを進めます

12 研修、助言及び情報提供等の体制整備

【参考:基本方針策定スケジュール】

30年6~7月 <u>パブリックコメント</u>

30 年 12 月 基本方針策定

30年9月

基本方針(案)作成

~31年3月

基本方針に係る周知・啓発